

第 2 回代議員会会議資料

日時 平成 30 年 3 月 26 日(月)
午後 7 時 00 分～

場所 鹿児島商工会議所ビル 第 1 会議室
(鹿児島市東千石町 1-38)

鹿児島県病院企業年金基金

第 2 回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 あいさつ

3 議 題

(議決事項)

議案第 1 号 年金資産の運用に関する基本方針案について

議案第 2 号 鹿児島県病院企業年金基金規約の一部変更について

(報告事項)

報告第 1 号 基本プラスアルファ部分選択状況について

報告第 2 号 年金資産運用状況について

報告第 3 号 キャッシュバランスプランの適用利率の改定について

報告第 4 号 事業主向け「病院年金基金ニュース」発刊について

(その他)

4 閉 会

(議決事項)

議案第 1 号 年金資産の運用に関する基本方針について

平成 29 年 11 月 8 日に公布された DB（確定給付企業年金）ガバナンス見直しに関する省令および通知等により、平成 30 年 4 月 1 日までに運用の基本方針および政策的資産構成割合（政策アセットミックス）の変更とこれに関する規約変更が必要となりました。議案第 1 号では、運用の基本方針の変更案をご審議いただきます。

これまでは、「運用の基本方針」については小規模 DB に策定義務がなく、「政策的資産構成割合の策定」は努力義務とされてきましたが、一定の予定運用利回りを確保する必要がある DB 制度においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運用は困難であると考えられるため、改正により、原則全ての DB において「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定が義務付けられました。施行日は平成 30 年 4 月 1 日とされています。

運用の基本方針	政策的資産構成割合
資産運用にかかる以下の基本的な方針を規定します。 積立金の運用の目標 運用資産の構成 運用受託機関の選任および評価 運用業務に関する報告の内容および方法 運用業務に関し遵守すべき事項	積立金の運用の目標を達成するために、長期にわたり維持すべき資産の構成割合のこと。 (政策アセットミックスとも呼ばれます。)

(図表 2) DB 施行規則の改正概要

	現状	DB 省令の改正概要
運用基本方針の策定	➢ 小規模 DB(加入者数 300 人未満かつ資産額 3 億円未満の規約型 DB 等)では策定義務なし	(DB 施行規則第 82 条、第 84 条) ➢ 受託保証型 DB を除き、すべての DB において 運用の基本方針の策定を義務化
政策的資産構成割合の策定	➢ 策定は努力義務	(DB 施行規則第 82 条、第 84 条) ➢ 受託保証型 DB を除き、すべての DB において 政策的資産構成割合の策定を義務化

出所：厚生労働省「DB 省令」の一部改正（H29.11.8）より筆者作成

DB において、より安定的な運用を行うため、資産運用管理体制の強化等を図る観点から、確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（以下ガイドラインと言います）と題された年金局長通知が見直されました。この内容も今回の基本方針変更に織り込んでいます。

ガイドラインの見直し内容		基本方針
①	資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置する。	設置済
②	分散投資を行わないDBは基本方針への記載及び加入者への周知を行うとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定める。	第6条 第7条
③	オルタナティブ投資について、運用機関の選任及び商品選択等についての一定の内容に留意する。	第12条
④	ガイドラインにおいて、運用受託機関の選任・評価について厚生年金基金に求めている事例や定性・定量評価項目の一つである「内部統制の保証報告書の取得」、「投資パフォーマンス基準(GIPS)への準拠」を例示する。	第8条
⑤	スチュワードシップ・コードの受け入れや取組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましい。	
⑥	運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告するとともに、資産運用委員会の議事録の保存、議事概要を加入者に周知する。	第10条 第11条
⑦	加入者等への業務概況の周知において、加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。	
⑧	運用コンサルタントが金融商品取引法上の投資助言・代行助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認する。	第4条 (採用予定はありません)

【議決要 届出不要】

年金資産の運用に関する基本方針

鹿児島県病院企業年金基金(以下「当基金」という)は、年金給付等積立金(以下「年金資産」という)の運用にあたり以下の基本方針を定める。当基金から年金資産の運用や管理を委託された運用受託機関は、本基本方針および別途定める「年金資産の運用ガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という)の規定を遵守し年金資産の運用、管理を行うものとする。

(運用目的)

第1条 当基金は、当基金が実施する企業年金基金の規約に規定した年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運用収益を長期的に確保することを運用目的とする。

2 本基本方針における「リスク」とは、「運用収益率の不確実性」を言い、リスクの計測指標として運用収益率の「標準偏差」を用いるものとする。

3 運用収益の測定は時価をもって行い、計測指標としては、個別ファンドについては「時間加重収益率(厳密法)」を原則とし、資産全体については、「修正総合収益率」等、他の指標を用いることができるものとする。

(運用目標)

第2条 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には当基金の予定利率とし、これを長期的に上回るものとする。

また、各運用受託機関においては、個別ファンド、あるいは運用資産ごとに市場収益率(以下「ベンチマーク」という)を長期的に上回ることを運用目標とする。

(政策的資産構成割合)

第3条 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合(以下「政策アセットミックス」という)を定め、これに基づいた資産構成割合を別紙の通りに定める。この政策アセットミックスは、必要に応じてALM分析等の結果を参考とし、年金制度の成熟度等も勘案し、長期的観点から策定する。

2 前項のALM分析とは、年金制度にとって最適なアセットミックスを検討・選択することを目的に、中長期での資産・負債の将来予測・分析を行う手法を指す。

3 政策アセットミックス策定に用いる運用収益率およびリスクは、三菱UFJ信託銀行株式会社が公表する中期金融変数とする。これを継続使用することで策定時以降の政策アセットミックスの妥当性検証に一貫性を持たせる。

4 なお、策定にあたっては、運用コンサルタント等や年金資産管理運用委員会、または金融機関等の金融経済の専門的知識および策定実務の経験を有する者と当基金が判断する者から意見を徴収することを妨げない。

(運用コンサルタント等)

第4条 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策アセットミックスの策定、運用受託機関等の選任・評価等に関し、必要な場合には運用コンサルタント等の外部の機関に分析・助言を理事会での意思

決定に基づき求めることができるものとする。

- 2 運用コンサルタント等と契約を締結する場合、当該運用コンサルタント等が運用受託機関の選任・評価等、投資助言・代理業を行う場合は、金融商品取引法上の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けているかの確認を行う
- 3 また、当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無の確認、および当該運用コンサルタント等の助言内容が中立性・公平性が確保されたものであるか等の検証に努めなければならない。

(リスク管理)

第 5 条 当基金は、運用目標を達成するために策定した政策アセットミックスに則し、想定したリスクのもとで運用収益を長期的に確保するために、リスク管理に係る以下項目等に十分配慮することとする。

- 2 政策アセットミックスを策定する際に、投資対象を選定し、その期待収益率や収益率のリスク、また各投資対象の収益率の相関係数を考慮すること。
- 3 合同運用を行う場合は、投資対象とする資産の運用スタイル(ベンチマーク、投資対象、リスクコントロールの目標、リバランス等)について、当基金で想定するスタイルと合致しているかを判別すること。
- 4 金融商品販売法に基づいて、新たに投資対象として追加する資産のリスクについて運用受託機関等からも説明を受け、リスクの内容ならびに所在について認識をすること。

(分散投資)

第 6 条 年金資産の運用にあたっては、策定した政策アセットミックスを基本とし、運用収益率とリスク等が異なる複数の運用資産に分散投資し、将来にわたる資産側および負債側の変動予測を踏まえ、負債と資産を総合的に管理しなければならない。

(集中投資)

第 7 条 当基金の年金資産全体からみて特定の運用受託機関の特定の商品に対する資産の運用委託が過度に集中しないようにしなければならない。

ただし、以下に定める合理的理由がある場合は、運用受託機関の信用リスク等に十分な注意を払った上で投資することができる。

- ① 特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品または複数の商品に投資する場合
- ② 生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合
- ③ ベンチマークとの連動性を目的とする商品に投資する場合
- ④ 市場急変時等のリスク回避行動の結果として特定の運用受託機関に運用委託が集中する場合

(運用受託機関の選任および評価)

第 8 条 前述の政策アセットミックスに基づき、運用資産区分ごとに運用スタイル・手法等の分散を勘案の上、年金資産管理運用委員会等での意思決定に基づき、最適な運用受託機関を選任し、各

運用受託機関に対し運用資産等を定めた「運用ガイドライン」を提示する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、定量評価および定性評価により総合的に判断する。

また、必要に応じて運用受託機関の運用実務に携わる者に対するヒアリングなども判断材料としながら、十分に検討するものとする。

2 なお、オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任および評価は本項目に加え、後段に定めるオルタナティブ投資にかかる留意点に定める事項も十分に検討の上、行うものとする。

○定量的評価

定量評価は、時価による運用収益率とリスクを基準とし、一般的に適正と認められる方法で行う。なお、定量評価の際に提示を受ける収益率およびリスクの例としては、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算され管理されているもの等があるが、GIPSに馴染まない運用商品はその限りでない。

具体的には、各運用資産のベンチマークは次の指標とし、以下の方法により評価を行う。ただし、当基金が運用受託機関との協議の上、ベンチマークを運用ガイドラインにて提示した場合は、運用ガイドラインにて提示のベンチマークにて評価を行う。

① 個別ファンドごとの評価

・個別ファンドごとの時価による収益率とベンチマークを比較する等により行う。

② 運用資産ごとの評価

・特定の運用受託機関が、運用資産の中で複数の投資戦略を用いる複数のファンドに投資する場合は、運用資産ごとの時価による収益率とベンチマークを比較する等により行う。

③ 資産全体の評価

・資産全体の時価による収益率と複合ベンチマーク等を比較する等により行うのが一般的だが、当基金では運用受託機関ごとに役割を分担させているため、本項目により各運用受託機関の評価を行うことはない。

・基金資産全体の評価は、基金の予定利率との比較をもって行う。

④ 運用受託機関相互の比較評価

・同一の役割を複数の運用受託機関が担当している場合に限り、運用資産ごとの時価による収益率およびリスク、各運用受託機関が担当している資産全体の時価による収益率およびリスクを比較する等により行う。

⑤ アクティブ運用においては、例えばシャープレシオやインフォメーションレシオ(超過運用収益を得るために、どのくらいリスクが取られたかを計測する指標)等の指標も参考とする。

・シャープレシオの定義は以下の通り。

シャープレシオ=(運用商品の収益率-リスクフリーレート)/(運用商品の標準偏差)

・インフォメーションレシオの定義は以下の通り。

インフォメーションレシオ=(運用商品の超過収益率)/(運用商品の超過収益率の標準偏差)

⑥ 評価は原則として3～5年程度の実績等に基づいて行うが、運用成績が著しく不良である場合や当該運用受託機関に委任することが社会的に著しく不相当と認められる場合等は、この限りではない。

運用資産	ベンチマーク
国内債券	NOMURA－BPI(総合)
国内株式	TOPIX(配当込み)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(WGBI)(除く日本、円ベース)
外国株式	MSCI KOKUSAI(円ベース、税引前・配当込)
短期資産	コール・ローン(有担保・翌日物)
オルタナティブ資産等	別途運用受託機関と協議する。

○定性的評価

定性評価は、運用受託機関の経営理念・経営内容および社会的評価と信用力、企業年金制度に対する理解と関心等に加えて、以下の項目等を考慮した上で、総合的に判断する。

① 投資方針

- ・ 内容の明確性、合理性、一貫性など
- ・ 「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)の受入表明を行っている運用受託機関については、その取組方針について開示された事項
- ・ ESG(環境、社会、ガバナンス)に対する考え方

② 組織および人材

- ・ 意思決定の流れや責任の所在の明確性
- ・ 十分な専門性・経験を有する人材の配置
- ・ 人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保

③ 運用プロセス

- ・ 投資方針との整合性
- ・ 運用の再現性
- ・ 運用収益の追求方法の合理性・有効性
- ・ リスク管理指標の合理性・有効性

④ 事務処理体制

- ・ 売買、決済等の事務処理の効率性および正確性
- ・ 運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性

⑤ リスク管理体制

- ・ 実効性および適切性など

⑥ コンプライアンス

- ・ 法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況
- ・ 過去における法令違反の有無
- ・ 事故発生時における対応体制
- ・ 監査の状況(内部監査、外部監査※)

※外部監査としては、会計監査・内部統制監査(SSAE16:米国保証業務基準第16号による内部統制報告、ISAE3402:国際保証業務基準による内部統制報告)・パフォーマンス測定体制の外部検証(GIPS:グローバル投資パフォーマンス基準)等が該当

※受託する業務(生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約は除く)に係る内部統制の保証報告書(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第86号その他の基準にもとづく報告書をいう)等の保証業務の提供有無

(運用受託業務に関する報告の内容および方法)

第 9 条 運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる年金資産の管理に関する報告書、並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて当基金とのミーティングを行うことを求める。なお、運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動(議決権行使を含む)の実績について開示された資料の提供を受ける。

(代議員会)

第 10 条 当基金は、代議員会に対しては、以下の事項等を正確に、かつ、わかりやすく報告するものとする。

- ① 運用の基本方針および運用ガイドライン
- ② 運用受託機関の選任状況
- ③ 運用受託機関の評価結果
- ④ 運用受託機関のリスク管理状況
- ⑤ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用受託機関ごとの運用実績等)
- ⑥ 運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告
- ⑦ 基金の管理運営体制の状況
- ⑧ 理事会における議事の状況
- ⑨ 年金資産管理運用委員会における議事の状況その他情報

(加入員への周知)

第 11 条 当基金は、加入員に対しては、以下の事項等をわかりやすく工夫した上で周知するものとする

- ① 積立金の運用収益または運用損失および資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- ② 運用の基本方針の概要等
- ③ 年金資産管理運用委員会の議事の概要等
- ④ 運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告
- ⑤ 分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合はその理由

(運用業務に関し遵守すべき事項)

第 12 条 資産の運用に当たって、次の事項を遵守するものとする。

○各運用資産の共通事項

- ・ 運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
- ・ 合同運用ファンドでの運用を行う場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドのみを対象とすること。

- ・ 余裕資金は必要最小限とすること。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行うこと。
- ・ デリバティブの利用にあたっては、原則としてヘッジ取引に限定して行うものとし、投機的な取引は行わないこと。ただし、為替予約取引について、運用効率に資することを目的に行う為替クロスヘッジ取引は容認する。なお、ヘッジ目的以外でのデリバティブの利用およびレバレッジ取引等を行う場合は、事前に運用受託機関と協議すること。
- ・ セキュリティーズ・レンディングについては、事前に運用受託機関と協議すること。なおカウンターパーティーリスク等のリスク管理に十分注意を払うこと。
- ・ 有価証券の運用にあたっては、高い売買回転率による取引コストの増大によって、収益率をかえって低くするようなことは避けること。

○国内債券

- ・ 投資対象は円貨建債券とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

○国内株式

- ・ 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ・ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ・ 信用取引を行う場合、事前に運用受託機関と協議すること。

○外国債券

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国および通貨を選定すること。
- ・ 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

○外国株式

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国および通貨を選定すること。
- ・ 投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。

○代替投資

- ・ 上記4資産については、政策アセットミックスに基づき、それぞれ一定割合を代替投資に充てる。代替投資実施の主たる目的はリスク分散にあるが、従たる目的として分散投資の推進と集中投資排除にも資するものである。代替投資の定義は、後述のオルタナティブ投資の定義に属さない運用戦略で、各運用資産のベンチマークとは異なるベンチマークを採用するものとする。
- ・ 国内債券の代替投資には、為替フルヘッジ外国債券を含むものとする。
- ・ 外国債券、外国株式の代替投資には、為替フルヘッジ戦略を含むものとする。
- ・ 代替投資に充てるに相応しい運用商品が無い場合、一時的にベンチマークに連動することを目的とする商品に投資することがある。

○オルタナティブ投資等

- ・ ヘッジファンド、プライベートエクイティ、コモディティ、不動産(不動産ファンド含む)、貸付金、その他商品等(以下「オルタナティブ資産等」という)に関しては、そのリスク・リターン特性、流動性や適正な時価評価、組入れ比率、スキーム等を十分な調査を行った上で行うこと。
- ・ オルタナティブ資産への投資にあたっては、その目的・位置付け等を明確にした上で行うこと。また、具体的事項は以下の留意事項に基づき行うこと。

<オルタナティブ投資を行う場合の留意事項>

① 定義

オルタナティブ投資とは、内外債券および内外株式といった伝統的資産(以下「伝統的資産」という)以外への投資を対象としたもの、および現物資産の買建てといった伝統的投資手法以外での運用戦略およびデリバティブ取引等をヘッジ目的以外で明確に収益源泉として利用する運用戦略と定義する。

② 目的

当基金は、年金資産運用における収益源泉の分散および収益機会の追求を目的に、伝統的資産とは異なる収益率とリスク、各運用資産との相関関係、流動性等のオルタナティブ資産の固有の特性を十分に理解した上で、オルタナティブ投資を行う。

③ 位置付け

当基金は、オルタナティブ資産を政策アセットミックス上の独立した資産クラスとしてオルタナティブ投資商品毎にその位置付けを決定する。

④ 投資割合

オルタナティブ投資は、政策アセットミックスで定める割合の範囲内とする。

その際、そのリターン/リスク特性を定性的のみならず、できる限り定量的に把握・分析するものとし、適切なプロセスを経て、総合的に評価した上で、他の資産と同様に、投資割合等(基準となる構成割合と乖離許容幅等)を決定するものとする。

なお、オルタナティブ1商品あたりの投資額は、分散投資の推進および集中投資の排除の観点から基金資産全体の概ね5%を上限とする。ただし、時価の変動等により一時的に超過する場合は、この限りではない。

⑤ オルタナティブ商品の選定

オルタナティブ投資における運用受託機関およびオルタナティブ商品を選定するにあたっては、本基本方針の前項までの規定内容に加え、オルタナティブ投資固有のリスクを考慮する等以下の基準も考慮のうえ選定する。

なお、当基金では当面の間、流動性確保の観点から、請求から概ね6か月以内に換金できない商品については選定対象としない。

⑥ オルタナティブ投資の留意事項

ア) オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任にあたっては、以下の事項に留意しなければならない。

a 当該運用受託機関の組織体制に関する事項

- ・組織の概況、意思決定プロセスの流れ
- ・コンプライアンス(法令及び運用ガイドラインの遵守状況)等の内部統制体制
- ・監査体制(内部監査、外部監査)

- ・一般に適正と認められる認証基準等の取得状況
- b 当該運用受託機関の財務状況等に関する事項
 - ・財務状況の推移
 - ・運用受託実績等の推移
 - ・一般に適正と認められる格付機関等による評価状況
- イ) オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略については、以下の事項を参考にしつつ、運用受託機関に対し、当該運用戦略の内容等についての説明を求め、その内容を確認するものとする。
 - a 共通事項
 - ・当該運用戦略の収益の源泉
 - ・当該運用戦略のリスク
 - ・当該運用戦略の時価の算出の根拠、報告の方法
 - ・当該運用戦略に関し情報開示を求めた場合の態勢
 - ・当該運用戦略に係る運用報酬等の運用コスト
 - b 個別運用戦略
 - A) 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資を行う場合
 - ・ファンド監査の有無
 - ・当該運用受託機関と資産管理機関および事務処理機関との役員の兼職等の人的関係や資本関係
 - B) 先物取引、オプション等のデリバティブを用いた投資を行う場合
 - ・レバレッジ(先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くの収益を目指す運用手法)によるリスク
 - C) 証券化の手法を用いた戦略に投資を行う場合
 - ・当該戦略の仕組み(原資産の特性を含む)とそれに内在するリスク
 - D) 異なる複数のヘッジファンド(様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド)に投資する運用戦略(ファンド・オブ・ヘッジファンズ)に投資を行う場合
 - ・それぞれの運用戦略の相関関係
 - E) 未公開株式や不動産等に投資する場合
 - ・換金条件等の流動性に関する事項

(受託者責任)

第 13 条 資産の運用に当たって、当基金ならびに各運用受託機関等は法令等に基づく厚生労働大臣の指導・勧告・助言等および規約ならびに代議員会などの議決を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、専ら加入者等の利益のため忠実に業務を遂行しなければならない。

(資産管理機関の選任)

第 14 条 資産の管理を行う資産管理機関の選任については、本基本方針第 8 条の評価基準を参考にす他、以下の留意事項も遵守するものとする。

なお、定性評価の際に資産管理機関の選任にあたっては、その受託する業務(生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約を除く)に係る内部統制の保証報告書(日本公認会計士協

会監査・保証実務委員会実務指針第 86 号その他の基準にもとづく報告書をいう)等の保証業務の提供を受けていることを評価項目に加える。

① 資産の保全

・資産管理機関の選任に当たっては、資産が滅失または散逸することのないよう、当該機関の信用力や資産の管理体制について説明を求めるものとする。

② 選任の基準

ア)資産の分別管理が行われているか。

イ)資産の売買に伴う受渡し・決済が確実に行われているか。

ウ)資産の管理に第三者を用いている場合、当該第三者の選任・管理を適切に行っているか。

エ)資産の管理が保護預かりにより行われている場合、当該資産の管理状況を確認しているか。

オ)資産の管理を行う部署と運用を行う部署との間に隔壁が設けられているか。

(その他)

第 15 条 当基本方針は、当基金の状況、当基金を取巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合があります。その場合、当該変更について法令の定めるところにより加入者に意見を聴くものとする。変更内容は代議員会の承認を受けるとともに、法令の定めるところにより加入者に周知する。また、各運用受託機関に対しては文書をもって通知する。

また、当基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行うこととし、基本方針について、運用受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

附則

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

資産区分		中心値	許容乖離幅	備考
国内債券	BM運用	9%	3% ~ 13%	別途定めるリバランスルールに基づき月次リバランスを行う。
国内株式	BM運用	9%	3% ~ 13%	
外国債券	BM運用	10%	4% ~ 14%	
外国株式	BM運用	9%	3% ~ 13%	
短期資産	BM運用	2%	1% ~ 25%	
小計		39%		
国内債券	代替運用	6%	3% ~ 9%	時価放置とし、年1回(期初に)必要に応じてリバランスを行う。
国内株式	代替運用	6%	3% ~ 9%	
外国債券	代替運用	5%	2% ~ 8%	
外国株式	代替運用	6%	3% ~ 9%	
小計		23%		
オルタナティブ		28%	25% ~ 31%	
生保一般勘定		10%	7% ~ 13%	
合計		100%		

資産区分	構成比
国内債券	15%
国内株式	15%
外国債券	15%
外国株式	15%
短期資産	2%
オルタナティブ	28%
新一般勘定	10%
合計	100%

政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率①	3.37%
標準偏差②	7.88%
①/②	0.43

三菱UFJ信託銀行株式会社の中期金融変数を使用。
 オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

期待リターン・リスク	期待収益率	標準偏差	相関							
			1	2	3	4	5	6	7	8
円債バッシブ	0.05%	2.36%	1							
円株バッシブ	6.10%	18.00%	-0.3	1.0						
外債バッシブ	1.50%	10.80%	0.1	0.3	1.0					
外株バッシブ	6.50%	19.50%	-0.2	0.6	0.6	1.0				
ヘッジファンド(ローリスク)	3.00%	6.00%	0.0	0.5	0.5	0.8	1.0			
ヘッジファンド(ハイリスク)	5.00%	12.00%	0.0	0.4	0.4	0.7	0.8	1.0		
新一般勘定	1.25%	0.00%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	
短期資産運用	-0.05%	0.00%	0.1	-0.2	0.0	-0.1	0.0	0.3	0.0	1.0

リバランスファンド

別紙2

資産区分	中心値	許容乖離幅	中心値	許容乖離幅
国内債券	9%	3% ~ 13%	23%	8% ~ 33%
国内株式	9%	3% ~ 13%	23%	8% ~ 33%
外国債券	10%	4% ~ 14%	26%	11% ~ 36%
外国株式	9%	3% ~ 13%	23%	8% ~ 33%
短期資産	2%	1% ~ 25%	5%	2% ~ 65%
合計	39%	←(全体構成比)	100%	←(ファンド内構成比)

リバランスルール(前提)

判断時期 毎月末

判断材料 基本方針に定める各資産のベンチマークの対前年度末比騰落率

手 法 各資産ごとにリバランスファンドの資産構成割合で調整

リバランスルール①

対前年度末比騰落率が+5%以上の場合、中心値まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。以下、+5%刻みで同様のリバランスを行う。

リバランスルール②

2か月以内に対前年度末比騰落率が+10%以上の場合は、中心値マイナス5%まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。対前年度末比騰落率が0%未満となった場合中心値まで買い戻す(短期資産より振替)が、それまでの間は中心値マイナス5%を中心値とみなして、ルール①に則ったリバランスを行う。

リバランスルール③

対前年度末比騰落率が-10%以上の場合、中心値マイナス5%まで購入する。購入資金は短期資産を第一順位とするが、第二順位以下は中心値に対する上方乖離幅の大きな資産から順に充当する。

リバランスルール④

対前年度末比騰落率が-15%以上の場合、中心値マイナス10%まで購入する。購入資金充当順位はルール③と同様とする。以下、騰落率-5%刻みで中心値マイナス幅も5%増やす形でのリバランスを下限値に達するまで行う。

リバランスルール⑤

年度初は、各資産とも中心値にリセットする。

リバランスルール⑥

上記(ルール①～⑤)に拘らず、突発的かつ急激な市場急落が生じた場合、運用執行理事は緊急避難措置として、各資産を下限値まで売却し、短期資産に滞留させることができる。その場合、運用執行理事は遅滞なく「年金資産管理運用委員会」の承認を得なければならない。また、運用執行理事は、当該売却時点から遅くとも5か月以内に「年金資産管理運用委員会」に対し、買戻し時期および買戻し幅(額)についての提案を行わなければならない。

※ 企業年金基金設立年度において、前年度末は2017年10月31日及び2018年3月31日、年度初は2017年11月1日及び2018年4月1日と読み替えるものとする。

以上

議案第 2 号 鹿児島県病院企業年金基金の規約の一部変更について

I. 政策的資産構成割合の策定義務化への対応

鹿児島県病院企業年金基金規約の一部を別添の新旧対照条文のように変更する。

規約変更の理由について

今回の規約変更は、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）により確定給付企業年金法施行規則第 84 条が改正されたことに伴い、所要の変更を行うものである。

新旧対照条文

新	旧
(政策的資産構成割合) 第86条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。 2 (略) 附 則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。	(政策的資産構成割合) 第86条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めるよう努めなければならない。 2 (略)

【規約変更要 届出不要】

II. 年金資産管理運用委員会の議事概要の加入者への周知への対応

鹿児島県病院企業年金基金規約の一部を別添の新旧対照条文のように変更する。

規約変更の理由について

今回の規約変更は、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部が改正されたことに伴って、年金資産管理運用委員会における議事の概要等について加入者へ周知することとなったためその旨の明確化を行うものです。

新旧対照条文

新	旧
<p>(業務概況の周知)</p> <p>第104条 基金は、基金の業務の概況について毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。</p> <p>(1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計</p> <p>(2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給者の数</p> <p>(3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の状況</p> <p>(4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況</p> <p>(5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立の概況</p> <p>(6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>(7) 基本方針の概要</p> <p><u>(8) 年金資産管理運用委員会の議事の概要</u></p> <p><u>(9) その他基金の事業に係る重要事項</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(業務概況の周知)</p> <p>第104条 基金は、基金の業務の概況について毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。</p> <p>(1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計</p> <p>(2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給者の数</p> <p>(3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の状況</p> <p>(4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況</p> <p>(5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立の概況</p> <p>(6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>(7) 基本方針の概要</p> <p><u>(8) その他基金の事業に係る重要事項</u></p> <p>2～3 (略)</p>

【規約変更要 届出要】

Ⅲ. 選定代議員の選出の手續きに関する規程化への対応

総合型DB基金では、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があることから、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、代議員の選任のあり方について以下のとおり見直されました。

- ① 選定代議員の数を事業主の数の10分の1以上とする。
- ② 選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとする。

上記①は現状で充足しており変更の必要はありません。今回の規約手当ては上記②に対応するものです。

鹿児島県病院企業年金基金規約の一部を別添の新旧対照条文のように変更する。

規約変更の理由について

今回の規約変更は、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等についての一部が改正されたことに伴って、選定代議員の選定方法を規約に定めるものです。

新旧対照条文

新	旧
<p>(選定代議員の選定)</p> <p>第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。</p> <p><u>2 前項の規定による選定代議員の選定は、選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、次のいずれかの方法を基本とし、これらの方法を希望しない事業主は選定行為を現に役員又は職員でない者に委任しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補を指名する方法</u></p> <p><u>(2) 各事業主が独自の選定代議員候補を指名する方法</u></p>	<p>(選定代議員の選定)</p> <p>第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。</p>

新旧対照条文

新	旧
<p>③ 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。</p> <p>④ 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。</p> <p>⑤ 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。</p> <p>⑥ 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>② 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。</p> <p>③ 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。</p> <p>④ 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。</p> <p>⑤ 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。</p>

【規約変更要 届出要】

IV. 代議員会に出席することのできない代議員の書面による議決権又は選挙権の行使への対応

上記の総合型DB基金の代議員の選任のあり方の改正については、パブリックコメント手続きを通じ、各団体や基金から様々な意見が出されました。特に、実施事業所が全国各地に存在する場合の運営面、資金面での懸念が表明されましたが、これらに対しては負担軽減措置として、書面出席やテレビ会議を活用した代議員会の開催が認められました。

当基金では、代議員会に出席することができない場合、代理人を立てていただく代理出席の形をとっています。今回、議決権行使書のご提出で書面出席いただく方法を追加し、選択肢を増やすことといたします。

※ 次回代議員会から開催通知をお送りする際に、議決事項についての会議資料を合わせてお送りいたします。

鹿児島県病院企業年金基金規約の一部を別添の新旧対照条文のように変更する。

規約変更の理由について

今回の規約変更は、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行に伴って代議員会に出席することのできない代議員の書面による議決権又は選挙権の行使に係る所要の措置を講ずるものです。

新旧対照条文

新	旧
<p>(定足数)</p> <p>第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。</p> <p><u>2 代議員会に出席することのできない代議員は、第17条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。</u></p>	<p>(定足数)</p> <p>第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。</p>
<p>(会議録)</p> <p>第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会の日時及び場所</p> <p>(2) 代議員の定数</p> <p>(3) 出席した代議員の氏名、<u>第18条第2項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名</u></p> <p>(4) 議事の経過の要領</p> <p>(5) 議決した事項及び可否の数</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(会議録)</p> <p>第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会の日時及び場所</p> <p>(2) 代議員の定数</p> <p>(3) 出席した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領</p> <p>(5) 議決した事項及び可否の数</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成30年4月1日から施行する。</p>	

【規約変更要 届出要】

鹿児島県病院企業年金基金「代議員会会議規程」の一部を別添の新旧対照条文のように変更する。

新旧対照条文

新	旧
<p>(定足数の確認)</p> <p>第13条 議長は、出席代議員数が、施行令第14条及び規約第18条の規定による定足数に達しているか否かを点呼により自ら確認しなければならない。なお、定足数に達しないときは、議長は、延会しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>規約第18条第2項の規程により書面により議決権又は選挙権を行使する代議員については、規約第17条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面により確認しなければならない。また、</u>代議員が施行令第17条及び規約第21条の規定により代理出席したものであるときは、代理人から代理権を証する書面を徴し、これにより確認しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(定足数の確認)</p> <p>第13条 議長は、出席代議員数が、施行令第14条及び規約第18条の規定による定足数に達しているか否かを点呼により自ら確認しなければならない。なお、定足数に達しないときは、議長は、延会しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、代議員が施行令第17条及び規約第21条の規定により代理出席したものであるときは、代理人から代理権を証する書面を徴し、これにより確認しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>(会議録)</p> <p>第44条 会議録には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 出席した選定代議員の氏名、互選代議員の氏名、<u>規約第18条第2項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名並びに代理出席を委任した代議員の氏名及び委任を受けた代議員の氏名。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(会議録)</p> <p>第44条 会議録には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 出席した選定代議員の氏名、互選代議員の氏名並びに代理出席を委任した代議員の氏名及び委任を受けた代議員の氏名。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

第〇回代議員会出欠通知書

出席	欠席
(いずれかに○印を付してください。)	
事業所名	
選定代議員氏名	

※ ご欠席の方は、下記の「代理出席届」「議決権行使書」の**いずれか一方**にご記入ください。

代理出席届

私は_____の理由により、第〇回代議員会に出席できませんので、規約第21条の規定により、次の方を代理人と決め、議決権をすべて代理人に委任いたしますのでお届けいたします。

代理人氏名	選定 代議員	
-------	-----------	--

平成 年 月 日

ご本人氏名	印
-------	---

規約第21条(代理) 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

- 2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

選定代議員(平成29年11月現在)

高原篤弘	小田原良治	有馬寛雄	横峯佑爾	丸田修士	本木下崇
吉井八郎	重久善一	乙顔伊久磨			

議決権行使書

私は_____の理由により、第〇回代議員会に出席できませんので、規約第18条第2項の規定により、議決権を行使します。

議案第1号	賛成 ・ 反対
議案第2号	賛成 ・ 反対

平成 年 月 日

ご本人氏名	印
-------	---

規約第18条第2項 代議員会に出席することのできない代議員は、第17条第1項(代議員会の招集)の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

V. ポータビリティの拡充への対応

加入者の資格を喪失した者のうち、確定給付企業年金の脱退一時金の受給権を満たす全ての者が、他の企業年金（確定給付企業年金、確定拠出企業年金）および連合会への移換が可能となります。

鹿児島県病院企業年金基金規約の一部を別添の新旧対照条文のように変更する。

新旧対照条文

新	旧
<p>(中途脱退者の選択)</p> <p>第89条 基金は、基金の中途脱退者(基金の加入者の資格を喪失した者であって、<u>第62条に該当するものをいう。以下同じ。</u>)<u>に対して、</u>次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>(1) 速やかに、脱退一時金を受給すること。</p> <p>(2) 第93条第1項の規定に基づき、速やかに脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)へ移換することを申し出ること。</p> <p>(3) 基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。</p> <p>(4) 第93条第1項の規定に基づき、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。</p> <p>(5) 第64条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(中途脱退者の選択)</p> <p>第89条 基金は、基金の中途脱退者(基金の加入者の資格を喪失した者であって、<u>第62条第1号に該当するものをいう。以下同じ。</u>)が<u>基金の加入者の資格を喪失したときに、当該基金の中途脱退者に、次のいずれか(第41条第5号の規定に該当したことにより加入者の資格を喪失した者であって、引き続き実施事業所に使用されているもの以外の者にあつては、第5号を除く。)</u>を選択させ、その選択に従い、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>(1) 速やかに、脱退一時金を受給すること。</p> <p>(2) 第93条第1項の規定に基づき、速やかに脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)へ移換することを申し出ること。</p> <p>(3) 基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。</p> <p>(4) 第93条第1項の規定に基づき、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。</p> <p>(5) 第64条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。</p> <p>2 (略)</p>

新旧対照条文

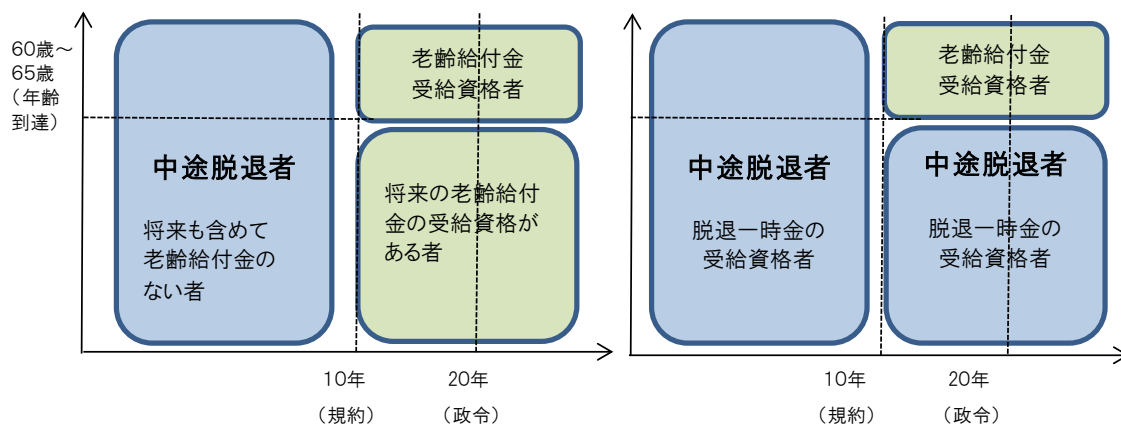
新	旧
<p>(中途脱退者への基金の説明義務)</p> <p>第94条 基金は、基金の中途脱退者に対して、第90条第1項、第91条第1項、第92条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年5月1日から施行する。</p>	<p>(中途脱退者への基金の説明義務)</p> <p>第94条 基金は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失したときは、第90条第1項、第91条第1項、第92条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該基金の中途脱退者に説明しなければならない。</p>

今回の規約変更は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）により、確定給付企業年金法第81条の2が改正されたことに伴い、所要の変更を行うものです。

【規約変更要 届出不要】

【中途脱退者の定義】

現行	改正後
<p>確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、加入者であった期間が政令で定める期間（20年）に満たない者</p>	<p>確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）</p>



(報告事項)

報告第1号 基本上乗せ部分の選択状況について

厚生年金基金時代の基本上乗せ部分については、厚生年金報酬比例部分を国に返上した後も、企業年金基金に支給義務が継承されています。支給形態は終身年金であり極めて少額のケースであっても、給付事務が長期間にわたり継続することから、3つの選択肢（①一時金、②終身年金、③5年確定年金）を受給者及び待期者に案内したものです。

対象者は、受給者 4,917 人 待期者 5,643 人 合計 10,560 人で、費用内訳は以下のとおりです。

基本上乗せ(終身)			代替(5年確定)			代替(一時金)		
金額合計	29,849,300 円		金額合計	71,600,500 円		金額合計	310,305,300 円	
人数	10,560 人		人数	10,560 人		人数	10,560 人	
平均/人	2,827 円		平均/人	6,780 円		平均/人	29,385 円	
～10万円以上	5 人	0.05%	～10万円以上	7 人	0.07%	～10万円以上	552 人	5.23%
2万円～10万円	7 人	0.07%	2万円～10万円	652 人	6.17%	2万円～10万円	4,097 人	38.80%
1万円～2万円	285 人	2.70%	1万円～2万円	1,545 人	14.63%	1万円～2万円	1,667 人	15.79%
5千円～1万円	1,331 人	12.60%	5千円～1万円	2,583 人	24.46%	5千円～1万円	1,637 人	15.50%
3千円～5千円	1,989 人	18.84%	3千円～5千円	1,369 人	12.96%	3千円～5千円	925 人	8.76%
1千円～3千円	3,618 人	34.26%	1千円～3千円	2,466 人	23.35%	1千円～3千円	1,491 人	14.12%
～1千円	3,325 人	31.49%	～1千円	1,938 人	18.35%	～1千円	191 人	1.81%
合計	10,560 人	100.00%	合計	10,560 人	100.00%	合計	10,560 人	100.00%

従来どおりの終身年金で受取る場合、年金額（年額）は3,000円未満が65%を占める形となっています。

案内資料等の印刷、個人別金額の差込印刷、封入、発送は、トッパンフォームズ株式会社に委託しました。

対象者からの問合せについては、基金事務局での対処能力を超えると判断し、コールセンター（りらいあコミュニケーションズ株式会社）に業務委託しました。

回収状況		2018/3/16					
出状数	合計			受給者		待期者	
	10,560			4,917		5,643	
回収数	6,735	64%	4,105	83%	2,630	47%	
一時金	4,285	64%	2,275	55%	2,010	76%	
終身	1,565	23%	1,267	31%	298	11%	
5年確定	885	13%	563	14%	322	12%	
計	6,735	100%	4,105	100%	2,630	100%	

I. 受給者あて案内

平成30年2月

年金受給者の皆様へ

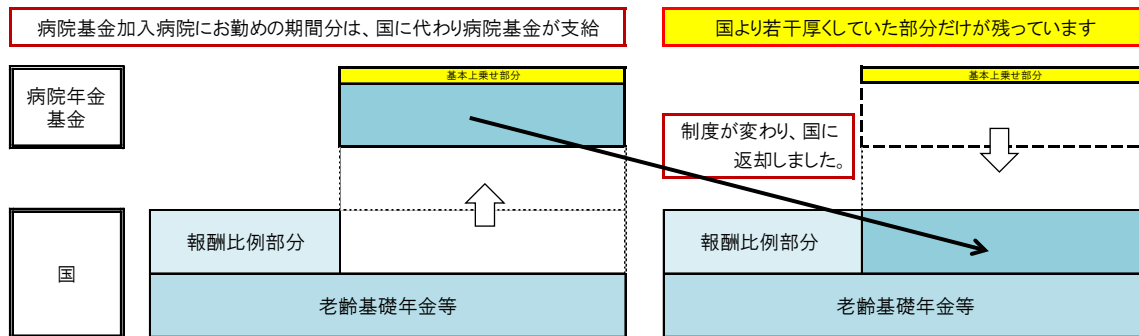
鹿児島県病院企業年金基金

お知らせ

昨年11月に、「鹿児島県病院厚生年金基金」が「鹿児島県病院企業年金基金」へ制度移行したことで、皆様への年金支給方法が一部変更されます。昨年11月にお送りした「年金時代」でもご案内しましたが、再度お知らせいたします。

(1) 「鹿児島県病院厚生年金基金」にご加入されていた期間(加入病院にお勤めの期間)は、従来国に代わって「病院厚生年金基金」が厚生年金の報酬比例部分を支給しておりました。今回の制度移行で、この部分の年金は、平成30年2月以降、「病院厚生年金基金」に加入していた**期間も含めて**、本来の支払者である**国(日本年金機構)からまとめて支給されます**。2月15日が支給日です。

※ 下の図の青色の部分になります。(お手続きは不要です)



(2) **あなた様には、国の厚生年金より若干厚い給付部分(基本上乗せ部分)の権利が残っています。**

※ 上の図の黄色の部分になります。

今回のお知らせは、この基本上乗せ部分の受取方法をご選択いただくためのものです。

(3) 新しい「病院企業年金基金」からは、「基本上乗せ部分」のほかに、該当の方に老齢給付金(旧加算年金)が支給されます。(退職時等にまとめて一時金で受取られた方には老齢給付金はありません。)支給日は2月1日です。お振込み金額をご確認ください。

図の青色の部分が、2月から国からの支給に一本化されたことで、「病院企業年金基金」からの**お支払額は従前に比べて小さくなります**。このため、老齢給付金につきましては、**次回からは年1回(2月)に、1年分をまとめてお支払いいたします**。

※ 下の図の赤色の部分になります。(お手続きは不要です)



「基本上乗せ部分」(図の黄色の部分)について、お手続きが必要です。右頁をごらんください。

お手続きのお願い

「基本上乗せ部分」(前頁の図の黄色の部分)について、お手続きのお願いです。

「基本上乗せ部分」とは、事業主(病院)が掛金を全額負担して、国の給付額に上乘せした部分です。金額はかなり少額となっています。(具体的な金額を別紙でご案内しておりますので、ご確認ください。)

制度が変更となった今回に限り、終身年金での受取しかできなかった「基本上乗せ部分」の受取方法を3つの方法の中からご選択いただけることとなりました。

受取方法	特徴・ご留意点
① 一時金	・少額の年金をまとめて一度に受取ることができます。 (加算年金のない方にお勧めいたします。)
② 終身年金	・現状の基本上乗せ部分の年金額です。 ・受給途中で死亡した場合、その時点で給付は終了します。
③ 5年確定年金	・5年間で受取りが完了します。 ・現状の基本上乗せ部分と比べ、1年間に受取る年金額は大きくなります。 ・受給開始後5年を経過しないで死亡した場合、残りの期間に見合う一時金を遺族給付金として支給します。

「基本上乗せ部分」は、平成30年2月支給分より、支給を一旦停止しております。受取方法ご選択手続き終了後の初回支給時に停止した期間分をまとめてお支払いいたします。

- ※ ①一時金をお選びの方には、平成30年6月(予定)に、年金受取口座へお振込みします。
- ※ ②終身年金又は③5年確定年金をお選びの方の初回の支給は平成30年7月を予定しています。
- ※ ①一時金又は③5年確定年金をお選びの方は、それぞれ確定した金額のお支払いをもって、国の代行部分に対する病院企業年金基金からの支給は全て終了いたします。

お手数ですが、同封の「『基本上乗せ部分』受取方法申出書」をご提出ください。

お知らせください

現在、遺族厚生年金、障害厚生年金を受給されている方、65歳以上で引続きお勤めされている方はお申し出ください。

老齢厚生年金の一部または全額が支給停止となっている場合、停止額を「病院企業年金基金」からお支払いできる場合があります。

「『基本上乗せ部分』受取り方法申出書」の下段の項目欄を✓してください。

申出書の提出期限は平成30年3月14日(水)とさせていただきます。

申出書記入例

下の記入例を参考に、ご記入ください。

鹿児島県病院企業年金基金 理事長 殿

記入日 平成 30 年 2 月 20 日

「基本上乗せ部分」の受取方法について、以下のとおり申出ます。

加入者番号	1 2 3 4 5	別紙ご案内のお名前の下に記載の加入者番号をご記入ください ←右詰めでご記入ください	
フリガナ	カゴシマ サクラコ		印 <small>(自署の場合は押印不要です)</small>
氏名	鹿児島 桜子		
生年月日	(大正・昭和) 27 年 11 月 1 日	性別	男・女
フリガナ	カゴシマシヒガシセンゴクチョウ1バン38ゴウ		
住所	鹿児島市東千石町1番38号 (〒 892 - 0842) 電話 (099 - 227 - 2288)		
「基本上乗せ部分」の受取方法 (希望する受取方法の番号(1つ)を○で囲んでください)		<input checked="" type="radio"/> 1. 一時金で受取る ※1 <input type="radio"/> 2. 終身年金で受取る <input type="radio"/> 3. 5年確定年金で受取る	

※1 一時金は、基金からの年金の受取口座にお振込みします。

一時金又は5年確定年金をお選びの方は、それぞれ確定した金額のお支払いをもって、国の代行部分に対する病院企業年金基金からの支給は全て終了となります。

● 以下に該当する方は✓してください(該当者は受取方法を 2. 終身年金としてください)

- 現在、遺族厚生年金を受けている
- 現在、障害厚生年金を受けている
- 現在、65歳以上だが在職中である(お勤めを続けている)
- 国の年金受給資格(10年以上)を満たしていない

老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合、基金から支給ができる場合があります。支給要件を満たしているかの確認等、必要書類をご案内いたします。

この部分は、該当が無い方は記入する必要はありません。

以上でお手続きは終了です。申出書をご投函ください。

税金のお取り扱い(ご参考)

(1) 年金

- ・ 病院企業年金基金から支給される年金は、厚生年金基金と同様に税法上「雑所得」となります。
- ・ 「公的年金等控除」の対象となり、確定申告が必要となる点もこれまでと同様ですが、源泉徴収の取扱いは、以下のとおりです。

① 源泉徴収税の課税方法が変わります

病院企業年金基金は制度上「確定給付企業年金」になりますが、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の取扱いがなくなるため、お支払いする年金から差し引かれる源泉徴収税額の計算方法は一律で次のとおりとなります。

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - (\text{年金支給額} \times 25\%) \} \times 10.21\%$$

なお、税金の過不足の精算はこれまでどおり、翌年の確定申告によって行います。

② 平成29年分の源泉徴収票について

平成29年分の源泉徴収票の支払者欄は、「鹿児島県病院厚生年金基金 鹿児島県病院企業年金基金 受託者三菱UFJ信託銀行株式会社」となります。

③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

国の年金にかかる「扶養親族等申告書」(日本年金機構から送付されるもの)につきましては、従前どおりご提出ください。

(2) 一時金

- ・ 今回ご選択いただいた一時金については、一律「一時所得」扱いとさせていただきます。お差し支えがある方は基金までお申し出ください。退職所得とする場合、「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。
- ・ 一時所得の場合の所得税の計算方法は以下のとおりです。

他の一時所得と合算した金額から、50万円を控除した残額の2分の1に相当する金額が、課税の対象となります。お支払い時に源泉徴収はされず、確定申告により税額を計算します。

「病院厚生年金基金」に加入しておられた方で、既に年金を受給されている方、将来、年金を受ける権利をお持ちの方、合わせて約10,000人にご案内しております。基金事務局にお問い合わせいただいても、電話が繋がらないことが予想されますので、お問い合わせ窓口を設置いたします。

コールセンター	0120 - 112 - 678 (フリーダイヤル)
受付時間	平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝日は除く)
開設期	平成30年2月13日(火)~3月14日(水)

お電話の際は、お名前と加入者番号をお知らせいただきますようお願いいたします。コールセンターには当基金事務職員がおりませんので、お問い合わせ内容によっては、後日、基金事務局からご回答させていただく場合がありますのでご了承ください。

〒892-0842
 鹿児島市東千石町1-38

 鹿児島 桜子 様

鹿児島県病院企業年金基金

加入者番号 12345

「基本上乗せ部分」のお受取金額のご案内

「お知らせ」のとおり、「基本上乗せ部分」のお受取方法として3つの選択肢を設けました。つきましては、
 選択肢ごとのあなた様のお受取金額を、下記のとおりご案内いたします。

金額をご確認のうえ、同封の『「基本上乗せ部分」受取方法申出書』にて、お受取方法をお選びいただけますようお願い申し上げます。

記

「基本上乗せ部分」の年金額

現行制度の年金額	円	
内訳 代行年金 ()円	代行年金は、2月から、国の支給要件に基づいて国から支給されます。
基本上乗せ部分 ()円	



選択肢ごとの計算結果

① 一時金で受取る場合	_____	円 (一時金額)
少額の年金をまとめて一度に受取ることができます。 (加算年金がない方にお勧めいたします。)		
② 終身年金で受取る場合	_____	円 (年額)
現状の基本上乗せ部分の年金額です。 受給途中で死亡した場合、その時点で給付は終了します。		
③ 5年確定年金で受取る場合	_____	円 (年額)
5年間で受取りが完了します。現状の基本上乗せ部分と比べ、1年間に受取る年金額は大きくなります。 受給開始後5年を経過しないで死亡した場合、残りの期間に見合う一時金を遺族給付金として支給します。		

II. 待期者あて案内

平成30年2月

年金待期者の皆様へ

鹿児島県病院企業年金基金

お知らせ

(1) あなた様は、**鹿児島県病院厚生年金基金の加入事業所(病院)にお勤めの期間**につきましては、国の厚生年金より若干厚い給付を鹿児島県病院厚生年金基金から受け取る権利をお持ちでした。

昨年11月より、「病院厚生年金基金」は「病院企業年金基金」に制度移行いたしました。制度移行に伴い、従来**国に代わって「病院厚生年金基金」が支給を担当していた厚生年金の報酬比例部分**が、本来の支払者である国から支給されることとなりました。

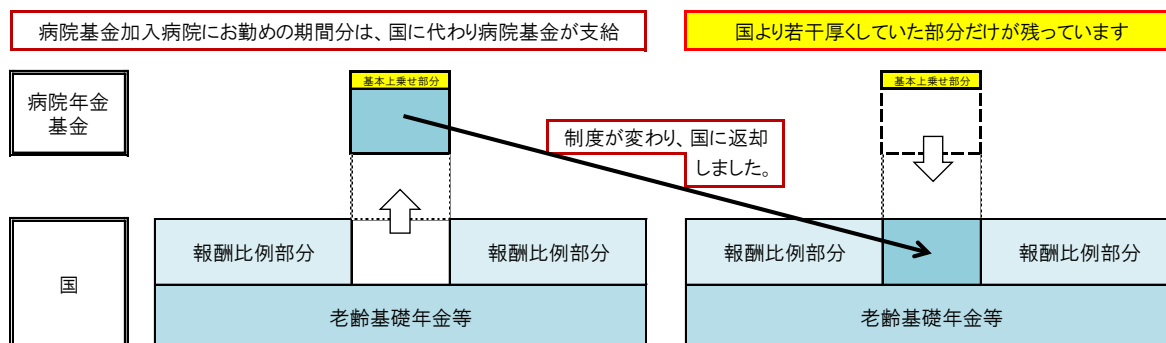
将来年金を受給される際は、「病院厚生年金基金」に加入していた**期間も含めて**、国から支給されることとなります。

※ 下の図の青色の部分になります。

(2) **あなた様には、国の厚生年金より若干厚い給付部分(基本上乗せ部分)の権利が残っています。**

※ 下の図の黄色の部分になります。

今回のお知らせは、この基本上乗せ部分の受取方法をご選択いただくためのものです。



お手続きのお願い

「基本上乗せ部分」(図の黄色の部分)について、受取方法の選択をお願いします。

「基本上乗せ部分」とは、事業主(病院)が掛金を全額負担して、国の給付額に上乘せした部分です。金額はかなり少額となっています。(具体的な金額を別紙でご案内しておりますので、ご確認ください。)

「基本上乗せ部分」は、従来、国に代わって支給する年金と合わせて終身年金でのお受取りとなっておりましたが、**金額が少額となるため、制度が変更となった今回に限り、3つの受取方法をご選択いただけることとなりました。**

右頁をご覧ください、「受取方法申出書」をご提出ください。

3つの選択肢

受取方法	特徴・ご留意点
① 一時金	・少額の年金をまとめて一度に受取ることができます。 (加算年金のない方にお勧めいたします。)
② 終身年金	・現状の基本上乗せ部分の年金額です。 ・国の年金の支給開始年齢に合わせて支給開始します。
③ 5年確定年金	・5年間で受取りが完了します。 ・現状の基本上乗せ部分と比べ、1年間に受取る年金額は大きくなります。 ・60歳からの支給となります。

※ ②終身年金、③5年確定年金をお選びの方には、**お受取りいただける時期に、改めてお手続きをご案内します**。それまでの間、**ご住所が変わられた場合は基金事務局に必ずご連絡ください**。また、お手続きの際には、戸籍抄本等の添付が必要となりますので、よろしくお願ひします。

※ ①一時金をお選びの方には、平成30年6月(予定)に、申出書に記載された口座に振り込みます。

※ ①一時金又は③5年確定年金をお選びの方は、それぞれ確定した金額のお支払いをもって、国の代行部分に対する病院企業年金基金からの支給は全て終了いたします。

お手数ですが、同封の『『基本上乗せ部分』受取方法申出書』をご提出ください。

病院厚生年金基金に10年以上加入されていた方へ

病院厚生年金基金に10年以上加入された方は、「基本上乗せ部分」のほかに、老齢給付金(年金)を受ける権利があります。(ご退職時に一時金で受取り済の場合、この年金はありません)

60歳からの支給となりますので、その時期に改めてお手続きをご案内します。

老齢給付金(年金)を一時金でお受取りになりたい方はお知らせください。手続書類をお送りします。

同封の「受取方法申出書」の下段の項目欄を✓してください。

お知らせください

現在、遺族厚生年金、障害厚生年金を受給されている方、65歳以上で引続きお勤めされている方はお申し出ください。老齢厚生年金の一部または全額が支給停止となっている場合、停止額を「病院企業年金基金」からお支払いできる場合があります。

同封の「受取方法申出書」の下段の項目欄を✓してください。

申出書の提出期限は平成30年3月14日(水)とさせていただきます。

申出書記入例

下の記入例を参考に、ご記入ください。

「基本上乗せ部分」受取方法申出書

鹿児島県病院企業年金基金 理事長 殿

記入日 平成 30 年 2 月 20 日

「基本上乗せ部分」の受取方法について、以下のとおり申出ます。

加入者番号	1 2 3 4 5	別紙ご案内のお名前の下に記載の加入者番号をご記入ください ←右詰めでご記入ください
フリガナ	カゴシマ サクラコ	
氏名	鹿児島 桜子	
生年月日	(昭和・平成) 2 年 11 月 1 日	性別 男・女
フリガナ	カゴシマシヒガシセンゴクチョウ1バン38ゴウ	
住所	鹿児島市東千石町1番38号 (〒 892 - 0842) 電話 (099 - 227 - 2288)	
基本上乗せ部分の受取方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1. 一時金で受取る</p> <p>↓ 振込先のご記入をお願いします。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>2. 終身年金で受取る</p> <p>3. 5年確定年金で受取る</p> <p>お受取りいただける時期に、改めてお手続きをご案内します。</p> </div> </div>	
一時金の振込先	<p>1. 銀行口座振込</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ) テンモンカンシ</p> <p>鹿児島 銀行 労働金庫 農協 信用金庫 信用組合 天文館支店 (本人名義 普通・当座) 口座番号(右詰めで記入) 1 2 3 4 5 6 7</p> <hr/> <p>2. ゆうちょ銀行口座振込</p> <p style="text-align: center;">郵便貯金総合口座通帳 金融機関コード 通帳記号(5桁) 通帳番号(8桁)</p> <p style="text-align: center;">9 9 0 0 0 - [] [] [] [] [] - [] [] [] [] [] [] [] []</p>	

一時金又は5年確定年金をお選びの方は、それぞれ確定した金額のお支払いをもって、国の代行部分に対する病院企業年金基金からの支給は全て終了となります。

● 10年以上加入されていた方で、以下を希望する方は✓してください

基本上乗せ部分に加え、老齢給付金の一時金支給を希望する

● 以下に該当する方は✓してください (該当者は受取方法を 2. 終身年金としてください)

現在、遺族厚生年金を受けている 現在、障害厚生年金を受けている

現在、65歳以上だが在職中である 国の年金受給資格(10年以上)を満たしていない

老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合、基金から支給ができる場合があります。支給要件を満たしているかの確認等、必要書類をご案内いたします。

この部分は、該当の無い方は記入する必要はありません。

以上でお手続きは終了です。申出書をご投函ください。

税金のお取り扱い(ご参考)

(1) 年金

- ・ 病院企業年金基金から支給される年金は、厚生年金基金と同様に税法上「雑所得」となります。
- ・ 「公的年金等控除」の対象となり、確定申告が必要となりますが、源泉徴収の取扱いは、以下のとおりです。

源泉徴収税の課税方法

病院企業年金基金は制度上「確定給付企業年金」になりますが、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の取扱いがなくなるため、お支払いする年金から差し引かれる源泉徴収税額の計算方法は一律で次のとおりとなります。

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - (\text{年金支給額} \times 25\%) \} \times 10.21\%$$

なお、税金の過不足の精算はこれまでどおり、翌年の確定申告によって行います。

(2) 一時金

- ・ 今回ご選択いただいた一時金については、一律「一時所得」扱いとさせていただきます。お差し支えがある方は基金までお申し出ください。退職所得とする場合、「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。
- ・ 一時所得の場合の所得税の計算方法は以下のとおりです。

他の一時所得と合算した金額から、50万円を控除した残額の2分の1に相当する金額が、課税の対象となります。お支払い時に源泉徴収はされず、確定申告により税額を計算します。

「病院厚生年金基金」に加入しておられた方で、既に年金を受給されている方、将来、年金を受ける権利をお持ちの方、合わせて約10,000人にご案内しております。基金事務局にお問い合わせいただいても、電話が繋がらないことが予想されますので、お問い合わせ窓口を設置いたします。

コールセンター	0120 - 112 - 678 (フリーダイヤル)
受付時間	平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)
開設期間	平成30年2月13日(火)~3月14日(水)

お電話の際は、お名前と加入者番号をお知らせいただきますようお願いいたします。コールセンターには当基金事務職員がおりませんので、お問い合わせ内容によっては、後日、基金事務局からご回答させていただく場合がありますのでご了承ください。

〒892-0842

鹿児島市東千石町1-38

鹿児島 桜子 様

鹿児島県病院企業年金基金

加入者番号 12345

「基本上乗せ部分」のお受取金額のご案内

「お知らせ」のとおり、「基本上乗せ部分」のお受取方法として3つの選択肢を設けました。つきましては、選択肢ごとのあなた様のお受取金額を、下記のとおりご案内いたします。

金額をご確認のうえ、同封の『「基本上乗せ部分」受取方法申出書』にて、お受取方法をお選びいただきますようお願い申し上げます。

記

選択肢ごとの計算結果

① 一時金で受取る場合 _____ 円（一時金額）

少額の年金をまとめて一度に受取ることができます。
(加算年金がない方にお勧めいたします。)

② 終身年金で受取る場合 _____ 円（年額）

現状の基本上乗せ部分の年金額です。
受給途中で死亡した場合、その時点で給付は終了します。
国の年金の支給開始年齢に合わせて支給開始します。

③ 5年確定年金で受取る場合 _____ 円（年額）

5年間で受取りが完了します。現状の基本上乗せ部分と比べ、1年間に受取る年金額は大きくなります。
受給開始後5年を経過しないで死亡した場合、残りの期間に見合う一時金を遺族給付金として支給します。
60歳からの支給となります。

報告第2号 年金資産運用状況（平成30年2月末現在）

平成30年1月23日に、責任準備金相当額最終残額の国への返納が完了し、1月末をもって、政策アセットミックスに準拠した資産構成割合に移行することができました。（返納額¥4,301,291,292円）

(注意) 延滞金を支払わなければならない場合において、領収しました金額が元本及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収しました金額を、延滞金、元本（元本、延滞金）の順に充当します。

納入告知書・領収証書 国庫金

第 01100002 号

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったときは、右の延滞金の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

平成 29 年 1 月 10 日 歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 印

納付期限
平成 29 年 1 月 29 日 限

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

(住所)
〒592-1842 大阪府高槻市北条町1丁目1番1号

(氏名)
要児島高南企業年金基金 理事 殿

納付目的
要児島高南企業年金基金の責任準備金相当額最終残額の返納

延滞金の計算方法
要児島高南企業年金基金の事業管理課の定める方法による

平成 29 年度

年金特別会計 (0343) 内閣府及び厚生労働省所管

(庁名)
厚生労働省年金局 (事業管理課) (63118) 厚生年金勘定

元 本	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延 滞 金	
合 計 額	4 3 0 1 2 9 1 2 9 2

平成 29 年度 5 月 1 日 以降 現 年 度 歳 入 組 入

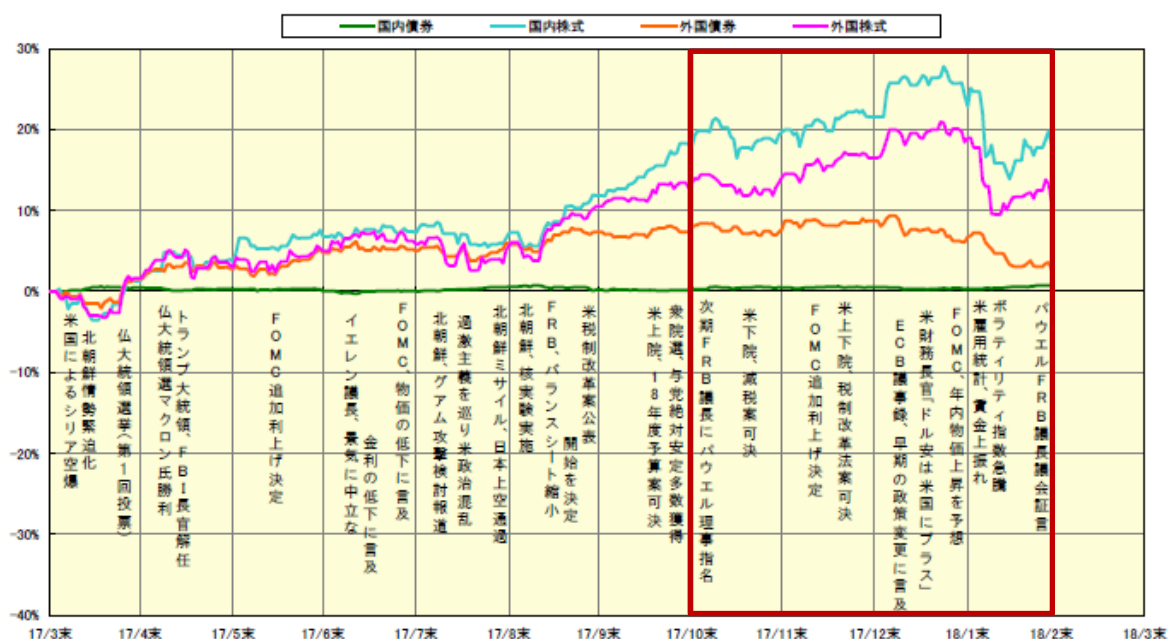
○この納入告知書は、3枚1組の様式式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

2017年3月末			2018年1月末					
金融機関名	時価総額(円)	シェア(%)	時価総額(円)	シェア(%)	修正簿価平残(円)	総合収益(円)	修正総合収益	時間加重収益
三菱UFJ	9,478,539,526	58.8%	4,615,743,708	75.0%	9,144,494,045	709,168,749	7.76%	7.16%
三井住友	591,366,606	3.7%	650,485,004	10.6%	591,168,456	29,454,071	4.98%	-
みずほ信	2,600,507,503	16.1%	0	0.0%	940,957,469	105,942,003	11.26%	-
第一生命	2,973,915,488	18.5%	887,570,263	14.4%	1,889,918,567	98,587,390	5.22%	-
野村AS	462,351,670	2.9%	0	0.0%	296,483,355	22,340,327	7.54%	4.83%
合計	16,106,680,793	100.0%	6,153,798,975	100.0%	12,863,021,892	965,492,540	7.51%	-

1月末の時価総額は、6,153,898,975円となっております。

平成 30 年 2 月末運用状況

(1) 市場動向



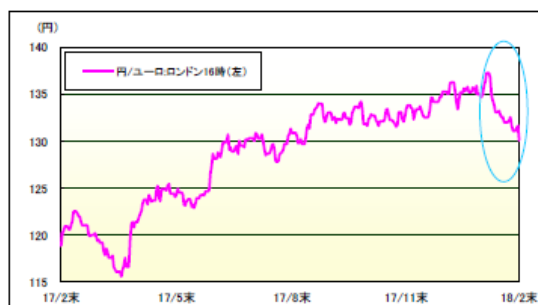
2月に入り、米国雇用統計の賃金上昇率が高く、米国の利上げ加速懸念が台頭し、米国株は急落（NYダウ1,000ドル幅の下落が2度発生）、中旬にかけても米国の財政悪化懸念から円高・ドル安が進行するなど、内外株式ともに下落基調となりました。

企業年金基金がスタートした11月以降で見ると、内外株式ともに10月末とほぼ変わらない水準、外国債券が金利上昇と円高進行による為替要因で10月末に比べ5%弱マイナスの水準となっています。

◆円/ドル



◆円/ユーロ



(2) 運用実績

企業年金基金発足以降(平成29年11月1日～平成30年2月28日)の運用実績は、修正総合収益率で▲0.27%、総合収益で▲20百万円となっております。

平成29年度ベース(平成29年4月1日～平成30年2月28日)では、10月までの厚生年金基金時代に、国に代行部分の前納を行いながら運用も継続しておりましたので、修正総合収益率で+7.03%、総合収益で+867百万円となっております。

■ 平成 29 年 4 月～平成 30 年 2 月

鹿児島県病院厚生年金基金+企業年金基金 (4月～3月)

334

<2017年4月～2018年2月>

資産	内訳	前期末時価総額 (2017年3月末) (円)	全体構成比 (%)	代行構成比 (%)	時価総額(円) (2018年2月末)	全体構成比 (%)	代行構成比 (%)	修正簿価平換	総合収益 (円)	修正総合収益率(%)	期間加重収益率(%)	BM(%)
国内債券	三菱UFJ 標準スタイルミックス	552,055,890	3.4%	4.3%	541,870,204	8.9%	14.5%	564,126,367	4,892,284	0.87%	0.90%	0.74%
	三井住友 みずほ	1,211,238,400	7.5%	9.5%	307,087,704	5.0%	8.2%	882,187,787	15,860,317	1.80%	0.66%	-
	第一生命	1,230,589,272	7.6%	9.7%	58,134,050	1.0%	1.6%	639,482,827	12,084,598	1.89%	-	-
	国内債券小計	4,152,627,805	25.8%	32.6%	907,091,958	14.9%	24.2%	2,404,347,372	38,865,768	1.62%	-	0.74%
国内株式	三菱UFJ 標準スタイルミックス	1,710,438,660	10.6%	13.4%	529,929,878	8.7%	14.1%	1,234,386,364	217,529,155	17.62%	18.37%	18.28%
	三井住友 みずほ	223,284,438	1.4%	1.8%	217,056,375	3.6%	5.8%	214,172,158	36,574,491	17.08%	17.17%	18.28%
	第一生命	99,208,692	0.6%	0.8%	115,870,791	1.9%	3.1%	104,264,824	16,662,099	15.98%	16.79%	-
	国内株式小計	60,218,542	0.4%	0.5%	0	0.0%	0.0%	34,847,438	7,978,059	22.89%	-	-
	国内株式小計	3,131,415,443	19.4%	24.6%	921,899,397	15.1%	24.6%	1,995,848,153	375,742,729	18.83%	-	18.28%
外国債券	三菱UFJ 標準スタイルミックス	617,484,828	3.8%	4.8%	569,698,909	9.4%	15.2%	619,600,782	15,386,001	2.48%	2.61%	2.74%
	三井住友 みずほ	34,143,200	0.2%	0.2%	0	0.0%	0.0%	20,165,255	2,545,544	12.62%	-	-
	第一生命	352,966,322	2.2%	2.8%	0	0.0%	0.0%	96,624,148	13,295,116	13.76%	-	-
	外国債券小計	248,644,352	1.5%	2.0%	56,756,858	0.9%	1.5%	146,240,763	13,848,376	9.47%	-	-
外国株式	三菱UFJ ファンド指定スタイル	1,593,743,799	9.9%	12.5%	542,625,910	8.9%	14.5%	1,249,938,045	249,247,010	19.94%	19.19%	11.20%
	三井住友 みずほ	54,822,206	0.3%	0.4%	0	0.0%	0.0%	31,675,697	6,543,522	20.66%	-	-
	第一生命	535,437,052	3.3%	4.2%	0	0.0%	0.0%	180,979,692	29,333,087	16.21%	-	-
	外国株式小計	400,134,997	2.5%	3.1%	57,210,613	0.9%	1.5%	228,367,868	19,543,578	8.56%	-	-
短期資産	三井住友 みずほ	12,184,583	0.1%	0.1%	0	0.0%	0.0%	21,797,912	-1,828	-0.01%	-	-
	三菱UFJ みずほ	59,629,167	0.4%	0.5%	0	0.0%	0.0%	60,247,458	0	0.00%	-	-
	短期資産小計	455,757,560	2.8%	3.6%	142,805,988	2.3%	3.8%	1,810,689,871	-381,245	-0.02%	-0.02%	
財投債	三菱UFJ 長期金利ヘッジ(50F)	527,571,310	3.3%	4.1%	142,805,988	2.3%	3.8%	1,892,795,241	-383,073	-0.02%	-	0.00%
	財投債代替小計	12,585,373,082	78.1%	98.7%	3,747,151,096	61.6%	100.0%	9,585,930,289	778,099,391	8.12%	-	-
	財投債代替小計	160,277,900	1.0%	1.3%	0	0.0%	0.0%	0	0	0.00%	0.00%	
合計		12,745,650,982	79.1%	100.0%	3,747,151,096	61.6%	100.0%	9,585,930,289	778,099,391	8.12%	-	-
個別プロダクト(絶対収益)	PMCO絶対収益追求	642,479,528	4.0%		0	0.0%		246,081,501	8,790,162	3.57%	1.77%	
	三菱UFJ PMCO/SOOS	0	0.0%		302,230,493	5.0%		162,574,850	2,230,493	1.37%	0.74%	
	三菱UFJ ネット損害保険戦略	455,532,660	2.8%		285,538,822	4.7%		430,275,292	-19,993,838	-4.65%	-	
	三菱UFJ 内株スタイルファンド(74F)	314,555,403	2.0%		242,008,632	4.0%		273,206,609	51,599,471	18.89%	19.55%	
	三菱UFJ 国内株系MMN(101F)	506,100,000	3.1%		108,336,228	1.8%		264,700,936	5,002,723	1.89%	1.18%	
	三菱UFJ 184F(DRF型)	0	0.0%		101,156,188	1.7%		41,617,354	1,158,413	2.78%	1.16%	
	三井住友 GARS	335,747,601	2.1%		340,516,499	5.6%		324,727,287	2,540,793	0.78%	-	
	三井住友 Karos	0	0.0%		308,394,342	5.1%		102,802,479	7,973,900	7.76%	-	
	野村AS 株式IS	462,351,670	2.9%		0	0.0%		271,628,463	22,340,327	8.22%	4.83%	
	第一生命 一般勘定	644,262,949	4.0%		650,875,203	10.7%		644,608,972	8,145,876	1.26%	-	
	三菱UFJ キャッシュ	0	0.0%		20,476	0.0%		898,203	0	0.00%	0.00%	
	三井住友 キャッシュ	0	0.0%		0	0.0%		3,592,814	0	0.00%	0.00%	
合計		3,361,029,811	20.9%		2,339,076,883	38.4%		2,766,714,760	89,788,320	3.25%	-	
資産合計		16,106,680,793	100.0%		6,086,227,979	100.0%		12,352,645,049	867,887,711	7.03%	-	

2017年3月末		
金融機関名	時価総額(円)	シェア(%)
三菱UFJ	9,478,539,526	58.8%
三井住友	591,366,606	3.7%
みずほ	2,600,507,503	16.1%
第一生命	2,973,915,488	18.5%
野村AS	462,351,670	2.9%
合計	16,106,680,793	100.0%

2018年2月末			
時価総額(円)	シェア(%)	修正簿価平換(円)	総合収益(円)
4,555,298,061	74.8%	8,818,128,216	618,689,269
648,910,841	10.7%	595,477,146	27,879,908
0	0.0%	862,074,807	105,942,003
882,019,077	14.5%	1,805,336,416	93,036,204
0	0.0%	271,628,463	22,340,327
6,086,227,979	100.0%	12,352,645,049	867,887,711

三菱UFJ	代行マッピング目的部分		修正簿価平換(円)	総合収益(円)	修正総合収益率(%)	期間加重収益率(%)
	時価総額(円)	シェア(%)				
0	0.0%		7,398,773,471	569,901,845	7.70%	-
1,039,290,839	22.8%		1,419,354,745	48,787,424	3.44%	-
4,555,298,061	100.0%		8,818,128,216	618,689,269	7.02%	-

三井住友	代行マッピング目的部分		修正簿価平換(円)	総合収益(円)	修正総合収益率(%)	期間加重収益率(%)
	時価総額(円)	シェア(%)				
0	0.0%		164,354,566	17,365,215	10.57%	-
648,910,841	100.0%		431,122,580	10,514,693	2.44%	-
648,910,841	100.0%		595,477,146	27,879,908	4.68%	-

第一生命	代行マッピング目的部分		修正簿価平換(円)	総合収益(円)	修正総合収益率(%)	期間加重収益率(%)
	時価総額(円)	シェア(%)				
231,143,874	26.2%		1,160,727,445	84,890,328	7.31%	-
650,875,203	73.8%		644,608,972	8,145,876	1.26%	-
882,019,077	100.0%		1,805,336,416	93,036,204	5.15%	-

報告第3号 キャッシュバランスプランの適用利率の改定について

平成30年4月1日より適用されるキャッシュバランスプランにおける利率は以下のとおりとなります。

改定後の再評価率・指標利率の算出方法

No.	利率	算出方法
1	規約第44条第2項に定める再評価率（仮想個人勘定残高に付く利息）	<p>国債（期間10年のもの）の前年12月以前5年平均の率(①)と 国債（期間10年のもの）の前年12月以前1年平均の率(②)の いずれか低い率(③)となります。 ただし、4.0%を上回る場合は4.0%(④)、0.0%を下回る場合は0.0%(⑤)とします。</p> <p>① 期間10年の5年平均の率 : 0.3% (0.1%未満切り捨て) ② 期間10年の1年平均の率 : 0.0% (0.1%未満切り捨て) ③ ①と②のいずれか低い率 : 0.0% ④ 上限の率 : 4.0% ⑤ 下限の率 : 0.0% ⇒ 0.0%</p>
2	規約第48条に定める指標利率（標準年金額計算に使用）	<p>国債（期間10年のもの）の前年12月以前5年平均の率(①)と 国債（期間10年のもの）の前年12月以前1年平均の率(②)の いずれか低い率(③)となります。 ただし、4.0%を上回る場合は4.0%(④)、0.0%を下回る場合は0.0%(⑤)とします。</p> <p>① 期間10年の5年平均の率 : 0.3% (0.1%未満切り捨て) ② 期間10年の1年平均の率 : 0.0% (0.1%未満切り捨て) ③ ①と②のいずれか低い率 : 0.0% ④ 上限の率 : 4.0% ⑤ 下限の率 : 0.0% ⇒ 0.0%</p>

報告第4号 事業主向け「病院年金基金ニュース」発刊について

事業主様の年金事務ご担当部署あてに「病院年金基金ニュース」を不定期で発行し、代議員会や年金資産管理運用委員会等の議事の概要や、事務取扱の変更など、平易な表現でタイムリーにお知らせいたします。

事業主の皆さまへ

病院年金基金ニュース

№.1

2018年4月

企業年金基金は年金資産60億円でスタートしました。

当基金は、昨年11月1日より「厚生年金基金」から「企業年金基金」に移行しましたが、国が厚生年金として支払う原資(責任準備金相当額)の最終残額(43億円)の返却が1月23日に完了し、企業年金基金としては、61億円(1月末)の資産規模でスタートすることとなりました。

受給者・待期者の方に「基本上乗せ部分の受取方法」の選択をお願いしています。

厚生年金基金時代の「基本部分」の年金は、①国の代行をした金額 + ②基金が上乘せした金額となっていました。企業年金基金移行に伴って、上記①の金額を国に返却したため、現在は上記②の「基本上乗せ部分」の支給義務だけが基金に残っています。この部分は給付設計上も極めて薄い(金額が少ない)ものですが、終身で受取る以外の選択肢がありませんでした。

例えば、基本上乗せ部分が1年間で1,000円といった方も多数おられるため、従来の終身の受取りに加えて、5年間で受取る(確定年金)方法や、一括受取り(一時金)で精算する方法を選択できるようにし、2月に受給者、待期者合わせて10,560人の方々にご案内しました。

運用の基本方針を変更しました。

昨年11月に公布された確定給付企業年金ガバナンス見直しに関する(厚生労働)省令および通知等により、基金の「運用の基本方針」および「政策的資産構成割合(政策アセットミックス)」の変更とこれに関する規約変更が必要となりました。3月26日に開催された第2回代議員会でご審議いただきご承認いただきました。

【年金資産の運用に関する基本方針(主要項目のみ抜粋)】

(運用目的) 当基金は、当基金が実施する企業年金基金の規約に規定した年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運用収益を長期的に確保することを運用目的とする。

(運用目標) 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には当基金の予定利率とし、これを長期的に上回るものとする。

(政策的資産構成割合) 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合(以下、「政策アセットミックス」という)を定め、これに基づいた資産構成割合を別紙の通りに定める。

鹿児島県病院企業年金基金

☎ 099-227-2288

資産区分	中心値	許容乖離幅	備考
国内債券	BM運用	9%	3% ~ 13%
国内株式	BM運用	9%	3% ~ 13%
外国債券	BM運用	10%	4% ~ 14%
外国株式	BM運用	9%	3% ~ 13%
短期資産	BM運用	2%	1% ~ 25%
小計		39%	
国内債券	代替運用	6%	3% ~ 9%
国内株式	代替運用	6%	3% ~ 9%
外国債券	代替運用	5%	2% ~ 8%
外国株式	代替運用	6%	3% ~ 9%
小計		23%	
オルタナティブ		28%	25% ~ 31%
生保一般勘定		10%	7% ~ 13%
合計		100%	

資産区分	構成比
国内債券	15%
国内株式	15%
外国債券	15%
外国株式	15%
短期資産	2%
オルタナティブ	28%
新一般勘定	10%
合計	100%

政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率 ①	3.37%
標準偏差 ②	7.88%
①/②	0.43

三菱UFJ信託銀行株式会社の中期金融変数を使用。
オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

期待リターン・リスク	期待収益率	標準偏差	相関	1	2	3	4	5	6	7	8
円債バッシブ	0.05%	2.36%	1	1.0							
円株バッシブ	6.10%	18.00%	2	-0.3	1.0						
外債バッシブ	1.50%	10.80%	3	0.1	0.3	1.0					
外株バッシブ	6.50%	19.50%	4	-0.2	0.6	0.6	1.0				
ヘッジファンド(ローリスク)	3.00%	6.00%	5	0.0	0.5	0.5	0.8	1.0			
ヘッジファンド(ハイリスク)	5.00%	12.00%	6	0.0	0.4	0.4	0.7	0.8	1.0		
新一般勘定	1.25%	0.00%	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	
短期資産運用	-0.05%	0.00%	8	0.1	-0.2	0.0	-0.1	0.0	0.3	0.0	1.0

ポータビリティの拡充への規約対応を行いました。

加入者の資格を喪失した者のうち、確定給付企業年金の脱退一時金の受給権を満たす全ての者が、他の企業年金(確定給付企業年金、確定拠出企業年金)および連合会への移換が可能となります。

平成30年5月1日からの取扱いとなりますが、当基金の規約対応は、3月26日の代議員会でご承認いただきました。

平成30年度のキャッシュバランスプランの適用利率が確定しました。

平成30年4月1日より適用されるキャッシュバランスプランにおける利率は以下のとおりです。

- I. 再評価率(仮想個人勘定残高に付く利息) 0.0%
- II. 指標利率(標準年金額計算に使用する利率) 0.0%

【再評価率・指標利率の算出方法】

国債(期間10年もの)の前年12月以前5年平均の率 0.3% …①

国債(期間10年もの)の前年12月以前1年平均の率 0.0% …②

①と②のいずれか低い率。ただし、4.0%を上回る場合は4.0%、0.0%を下回る場合は0.0%

平成30年1月12日

鹿児島県病院企業年金基金 御中

福岡市中央区天神4丁目1番17号
 アールワイ保険サービス株式会社
 福岡支店

がん保険・介護保険・医療保険加入状況表

(平成29年12月末日 現在)

(単位:人・口・円)

種 類	加入者数	口 数	保険料(月額)
1. がん保険	778	632	3,771,407
内 訳	I 型	548	2,429,423
	II 型	48	245,611
	II 型Vタイプ	36	185,595
	21世紀がん保険	—	342,864
	がん保険 f (フォルテ)	—	173,537
	がん保険Days(デイズ)	—	394,377
2. スーパー介護保険	25	—	161,015
3. 医療保険EVER	259	1,495	1,277,225
合 計	1,062	2,127	5,209,647

給 付 実 績

(平成29年12月末日 現在)

(単位:千円)

保険種類	保険金額
がん保険	562,797
医療保険	157,298
その他	9,491
合 計	729,586

